

すきっぷ

みどり苑 会報 秋号

秋祭り



ケアハウスによるハンドベル
玄界太鼓などの催し物により、多くの皆様に喜んでいただきました。
沢山のご協力ありがとうございました。



～ デイサービス ～

祝敬老 敬老会を行いました



今年は職員の余興、ボランティアの方のダンスもあり皆様よろこんでおられました。

～ ユニット棟 ～

昨年みどり苑ユニット棟がオープンし、今年の9月でようやく1年を迎えることが出来ました。ユニット棟では、日々の生活を通して、利用者の方々に多くの楽しみを感じていただけるよう、年間を通して様々な行事を計画しています。

8月には盆踊りや、ボランティアの方による歌謡ショーなどがあり、その際利用者に太鼓を叩いて頂いたり、利用者と、一部参加された特養やケアハウスの入居者やスタッフと一緒に円になって踊ったりすることで一体感が生まれ、ともに楽しい時間をすごすことができました。また9月には敬老会も行い、祝い年の方々の表彰を行うとともに、利用者全員が揃ってお祝いが出来たことを一緒に喜ぶ事ができ、その際ボランティアで来ていただいた太鼓の演奏にも全員がとても感動し、有意義な時間を一緒に過ごせたのではないかと思います。

今後も利用者の方々に楽しく充実した生活を送っていただけるよう、様々な企画を用意していきますので楽しみにして頂けたらと思います。

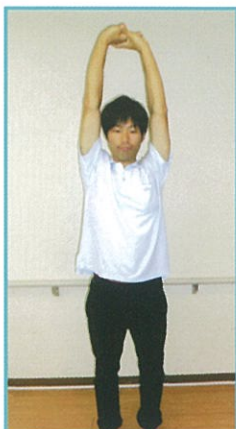
平成26年9月
ユニット棟主任 白尾

また、ユニット棟だけでなく下記の施設も併設しております。
・従来型の特別養護老人ホーム・短期入所（ショートステイ）
・デイサービスセンター・ケアハウス

{連絡先}
TEL 092-942-6000

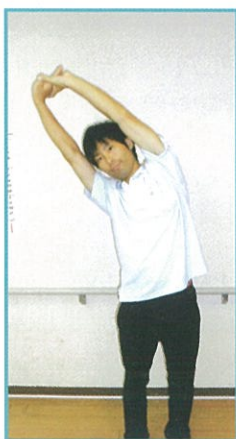
～ 腰痛予防 ～ 体操を行う時には腹式呼吸で行いましょう。

腹筋のストレッチ①



①手のひらが上を向くように両手を組んで上げ、腹筋を伸ばします。

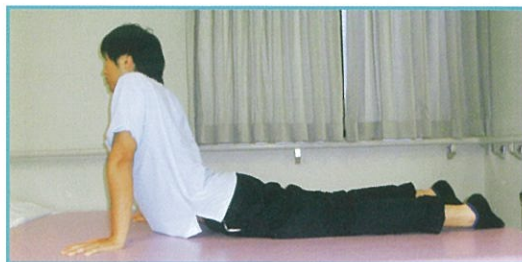
▶上げた手を無理に反らすとかえって腰に負担がかかります。手は天井に押し上げる気持ちで行いましょう。



《続けて、脇の筋肉のストレッチへ》

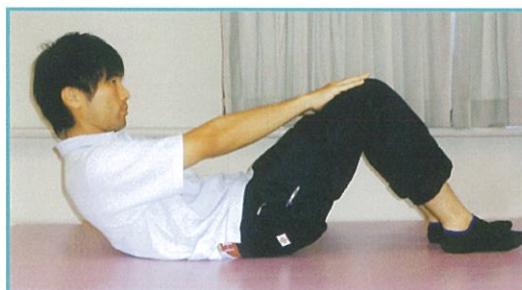
②上の①の体勢から体を横に倒し、脇の筋肉を伸ばします。

腹筋のストレッチ②



- ①腹ばいになります。
- ②両手を立てて上半身を持ち上げ、腹筋を伸ばします。

腹筋をつける運動



両膝を曲げた状態から、両手を膝の方向に伸ばしながら頭を持ち上げます。

～ ケアハウス ～

9月13日(土) ミュージカル「むなかた三女神記」観劇の為、宗像ユリックスへ行きました。

宗像大社に遠足に来ていた一人の少年がバスガイドのお姉さんから一冊の本を預かり、遠い昔にタイムスリップする物語。宗像大社の歴史をあらためて知る事が出来、歌や踊りに感激し心洗われる一日になりました。



3階娛樂室で月に2回カラオケを行っています。初めは人前では歌えないと言っていた方もよく通る素晴らしい声で歌われるようになりました。

お腹の底から声を出す事は、呼吸器の鍛錬になりストレス発散にもなります。これからも、3階娛樂室から大きな歌声を響きわたらせていきたいと思ひます。

ケアハウス相談員 柳田 一枝

～ 上手に使おう 介護保険！ ～

みどり苑ケアプランステーション

在宅サービスを利用するまでの流れを紹介する3回目です。今回は「結果通知」について紹介致します（古賀市の場合について記載しております）。

1. 結果通知書・介護保険被保険者証の交付

ご自宅又は入居中の施設に結果通知書と介護保険被保険者証が書留にて郵送されます。その判定結果により利用出来るサービス内容が違ってきます。

2. 判定結果

作成日：平成26年10月1日

要介護度	1カ月に利用できる在宅サービスの上限額(円)	利用できる在宅介護サービス
非該当(自立)	×	介護保険のサービスは利用できません
要支援1	5,003	デイサービス、デイケア、ヘルパー、訪問看護、短期入所、手摺等の福祉用具貸与等
要支援2	10,473	デイサービス、デイケア、ヘルパー、訪問看護、短期入所、手摺等の福祉用具貸与等
要介護1	16,692	デイサービス、デイケア、ヘルパー、訪問看護、短期入所、手摺等の福祉用具貸与等
要介護2	19,616	デイサービス、デイケア、ヘルパー、訪問看護、短期入所、手摺・車椅子・介護用ベッド等の福祉用具貸与等
要介護3	26,931	デイサービス、デイケア、ヘルパー、訪問看護、短期入所、手摺・車椅子・介護用ベッド等の福祉用具貸与等
要介護4	30,806	デイサービス、デイケア、ヘルパー、訪問看護、短期入所、手摺・車椅子・介護用ベッド等の福祉用具貸与等
要介護5	36,065	デイサービス、デイケア、ヘルパー、訪問看護、短期入所、手摺・車椅子・介護用ベッド等の福祉用具貸与等

※65歳以上の方で認定結果が「非該当(自立)」の方は古賀市が実施する「高齢者生きがいづくり支援事業」、「地域支援事業」を利用できますのでご相談下さい。 古賀市地域包括支援センター

※特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設の「介護保険施設」は要介護1以上の方が対象となります。

※「介護保険施設」以外に特定施設入居者生活介護(要支援1～要介護5)、認知症対応型共同生活介護(グループホーム・要支援2～要介護5)の施設サービスがあります。

詳しくはみどり苑ケアプランステーションまでお問い合わせください

電話番号 **092-942-0110**